# 処分基準

年　　月　　日作成

| | |
|---|---|
| 法　　令　　名： | 道路交通法 |
| 根　拠　条　項： | 第51条の13第２項 |
| 処　分　概　要： | 駐車監視員資格者証の返納命令 |
| 原権者（委任先）： | 都道府県公安委員会（　　） |
| 法令の定め： | 確認事務の委託の手続等に関する規則第14条 |
| 処分基準： | 駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第51条の13第２項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断する。<br>ここで同項第３号の規定に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置車両の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。 |
| 問い合わせ先： | |
| 備　　考： | |